山梨県社会福祉審議会委員公募要領

1 目的

山梨県社会福祉審議会委員の選任にあたり、委員の一部を公募することにより、 社会福祉に対する県民の幅広い意見の反映を図り、本県社会福祉行政の向上に資 することを目的とする。

2 委員の名称及び業務内容等

委員の名称 山梨県社会福祉審議会委員

業務内容 知事の諮問機関である審議会の委員として社会福祉に関する

事項を調査審議する。

委員の任期 令和6年8月1日~令和9年7月31日 (3年間)

公募定員 5名以内

3 応募資格

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 本県に在住し、満20歳以上の者(令和6年8月1日現在)
- (2) 本県の附属機関等の委員となっていない者
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤職員でない者
- (4) 社会福祉行政に関心のある者
- (5) 本審議会及び分科会に出席できる者(平日開催)

4 応募方法

次の書類を応募先まで持参又は郵送若しくは電子メールで提出するものとする。

- (1) 応募申込書(別紙1)
- (2)作文

テーマ「今後の(高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉)について」 テーマについて()内の一つを選択、1,200字以内、氏名記入、手書き可 (1,200字を超える場合は選考の対象外となります)

5 募集期間

令和6年4月26日(金)~令和6年5月24日(金)

応募書類の持参にあっては、募集期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とし、郵送にあっては、令和6年5月24日までの消印を有効とする。

6 広報

要領に基づき必要事項を記載した公募チラシを作成し、次の方法により広報する。

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2)公共施設(県関係施設、市町村施設)への配付、掲示
- (3) 関係団体への配付
- (4)報道機関への情報提供

7 選考方法等

(1) 選考

公募委員選考委員会を設置し、提出された応募書類により選考し、必要に応じて面接を実施する。

(2) 通知等

ア 応募書類の受理について確認を要する場合は、応募者が応募先に連絡する。

- イ 面接の必要がある場合については、該当者のみに通知する。
- ウ 選考結果については応募者全員に通知する。

8 公募委員選考委員会

公募委員選考委員会は次の表により構成し、事務局を福祉保健総務課におく。

山梨県福祉保健部	◎福祉保健部長、福祉保健部理事(民生次長)、福祉保健総務課長、健康長寿推進課長、障害福祉課長
山梨県子育て支援局	子育て政策課長、子ども福祉課長
山梨県教育庁	生涯学習課長

(◎印 委員長)

9 補足

この要領に定めのある事項の他、公募委員の選定に関して必要な事項については事務局で定める。

10 応募及び問い合わせ先

山梨県福祉保健部福祉保健総務課福祉企画・生活保護担当 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

TEL 055 - 223 - 1443 FAX 055 - 223 - 1447

Eメール: hokensom@pref.yamanashi.lg.jp

附 則

この要領は平成21年6月17日から施行する。

附則

この要領は平成24年5月29日から施行する。

附 目

この要領は平成27年5月25日から施行する。

附 則

- この要領は平成30年5月7日から施行する。 附 則
- この要領は令和3年4月22日から施行する。 附 則
- この要領は令和6年4月9日から施行する。